

令和6年（2024年）12月26日

職員の処分について

- 1 被処分者 交通局 主査（男性・38歳）
- 2 処分内容 停職 3月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）
- 4 処分発令日 令和6年（2024年）12月26日
- 5 事実の概要 被処分者は、令和5年度実施事業において、決裁を経ないまま市交通企画課をはじめとする関係者へ書類を提出し、また、同書類の提出において、公印の無断使用を計5回行ったもの。提出書類においては、積算誤りが生じており、市交通企画課に対し、1,930,376円の過大請求を行い、民間事業者に対し、176,228円の過少請求を行ったもの。
さらに、同事業関連の委託料の支出において、6月10日、受託業者Aに対し191,400円、7月25日、受託業者Bに対し1,295,800円を私費で支払ったもの。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司1名を訓告、2名を嚴重注意とした。

【参考】熊本市交通局懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(8) 不適切な事務処理

ウ その他の不適切な事務処理（故意又は重大な過失によるもの）

(ア) 故意に適切な事務処理を怠り、虚偽の事務処理を行い、又は業務遂行上必要な上司への報告を怠り、公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。

【お問い合わせ先】

交通局総務課長 吉岡 秀一

電話：096-361-5211

不適切な事務処理概要

事業名	不適切な事務処理内容
①「バス・電車無料の日」 （熊本市事業） 実施日：R5年10月7日 R5年12月23日	未決裁での事業実施等に係る協議書締結（公印無断使用3件）及び未決裁での補填金請求の実施
②「バス・電車100円ウィーク」 （熊本市事業） 実施日：R6年2月5日～11日	未決裁での事業実施に係る協議書締結（公印無断使用2件）及び未決裁での補填金請求の実施 さらに請求金額の積算誤りにより過大請求 本来:8,990,179円、誤請求10,920,555円、過大請求1,930,376円
③「熊本市域バス・電車100円の日」 （花畑広場指定管理者事業） 実施日：R6年3月9日	協定書の未締結及び未決裁での補填金請求の実施 さらに請求金額の積算誤りにより過少請求 本来:2,036,419円、誤請求1,860,191円、過少請求176,228円
④②及び③の事業実施に必要なシステム 改修委託料の不適切な事務処理	• 未決裁での委託業務実施及び私費での支払い A社 191,400円 B社 1,295,800円 • 未決裁での委託業務実施及び委託料の未払い C社 308,000円